

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年五月三十一日

岡山県知事 石井正弘

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ハピーズ卸センター店  
所在地 岡山市問屋町二番一〇一外
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社天満屋ハピーマート  
住所 岡山市岡町一三番一六号  
代表者の氏名 代表取締役社長 藤原 泰彦
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社天満屋ハピーマート  
住所 岡山市岡町一三番一六号  
代表者の氏名 代表取締役社長 藤原 泰彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十五年二月二十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千八百六十三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 八十四台
  - (2) 駐輪場の収容台数 四十九台
  - (3) 荷さばき施設の面積 百一平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 八十七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時（ただし、開店日から五日間、八月十日から八月二十日及び十二月二十日から十二月三十一日は午前九時）
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分（ただし、開店日から五日間、八月十日から八月二十日及び十二月二十日から十二月三十一日は午前八時三十分から午後十時三十分）
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 一箇所
  - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時

## 二 届出年月日

平成十四年五月二十七日

## 三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間  
平成十四年五月三十一日から平成十四年九月三十日まで
- 2 縦覧の場所  
岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所